証券コード　2424
平成28年10月11日

株　主　各　位

愛知県名古屋市西区名駅二丁目34番１号
エコールプラザ名駅ビル４F
株式会社ブラス
代表取締役社長　河合達明

第１３回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第１３回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月25日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年10月26日（水曜日）午前11時

２．場　　所　　名古屋市中村区名駅２－37－７
ブルーレマン名古屋
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第13期（平成27年８月１日から平成28年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　　剰余金処分の件

以　上

・当日の受付開始時刻は午前10時を予定しております。
・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集通知を、当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。
・本株主総会終了後、同会場において食事会を開催いたしますので、よろしければご参加ください。
・事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.brass.ne.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の各種政策を背景に企業収益や雇用環境に改善が見られるものの、名目賃金の伸び悩みによる消費者マインドの悪化などから、個人消費は依然として横ばい圏の推移が続いております。また、英国の欧州連合からの離脱を巡る国民投票の結果や新興国経済の下振れ懸念をはじめとする海外経済の減速などにより、引き続き、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社が属するウエディング業界におきましては、少子化の進展・結婚適齢期人口の減少を背景に、挙式・披露宴件数は緩やかな減少傾向にあります。また、業界全般的に施設への集客数が低下しており、受注競争はさらに激化していくことが予想されます。一方で、ハウスウエディングの需要は底堅く推移し、デフレ下であるにもかかわらず挙式・披露宴にかける費用は年々増加傾向にあります。

このような状況のもと、15号店「ミエルシトロン」（三重県四日市市）及び16号店「ミエルココン」（三重県津市）を計画通りオープンするとともに、既存店の売上も堅調に推移いたしました。

この結果、当期の売上高は7,107,401千円（前期比15.5％増）、営業利益は611,111千円（前期比32.3％増）、経常利益は574,413千円（前期比32.3％増）、当期純利益は317,900千円（前期比20.1％増）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1,350,032千円であります。その主なものは、新規店舗開設において、「ミエルシトロン」に645,367千円及び「ミエルココン」に609,565千円の投資を実施いたしました。

③　資金調達の状況

銀行借入により、1,555,000千円の資金を調達し、東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場への株式上場に伴い、公募増資による募集株式発行により、804,080千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成25年7月期)	第 11 期 (平成26年7月期)	第 12 期 (平成27年7月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成28年7月期)
売　上　高(千円)	5,072,975	5,633,354	6,155,652	7,107,401
経 常 利 益(千円)	425,434	544,109	434,237	574,413
当 期 純 利 益(千円)	112,723	299,066	264,720	317,900
1株当たり当期純利益(円)	114円06銭	303円44銭	259円41銭	249円43銭
総　資　産(千円)	4,647,514	5,072,081	5,831,193	7,217,159
純　資　産(千円)	745,059	1,043,606	1,438,257	2,560,237

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．当社は、平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年１月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属するウエディング業界は、日本国内の少子高齢化や未婚率の増加などを背景に、挙式・披露宴件数の減少は避けられない状況であります。しかしながら、オリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウエディングの市場は、広く支持を集めております。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウエディングへ進出しているほか、価格競争の激化、異業種からの新規参入等、業界における企業間の競争はますます激しくなると認識しております。

このような状況下において、当社がハウスウエディング事業を核に、中長期的に企業価値を高めていくために、当社は下記の事項を主な課題として取り組んでいく方針です。

①出店について

当社は、東海エリアに16会場を展開しておりますが、競争力の高いゲストハウスの展開は当社事業の根幹であり、出店条件や地域の特異性等、当社が対象とする顧客層を考慮した上で、店舗の採算性並びに資金繰りを検討し、出店候補地を決定しております。今後は出店戦略の多様化を図りながら、より効率的な店舗展開を進めていくことが重要な課題と認識しております。

②人材の確保と育成

当社の主役ともいうべきウエディングプランナーは新卒を採用し、育成していく方針です。入社後は定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに対応できる接客力を向上させておりますが、スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、事業展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めてまいります。

③衛生管理の強化

当社の各会場は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。また、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っております。今後も法改正等に対応しながら、更に衛生管理体制を強化してまいります。

④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社では、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるため、また、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。今後においても、管理部門の拡充、内部監査体制の充実及び監査役、監査法人との連携等を通して、更なる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年７月31日現在）

当社は直営店型ハウスウエディング事業の経営を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（平成28年７月31日現在）

本社　愛知県名古屋市西区名駅二丁目34番１号

営業所　ルージュ：ブラン（愛知県一宮市）
オランジュ：ベール（愛知県日進市）
ブルー：ブラン（愛知県岡崎市）
ブルーレマン名古屋（愛知県名古屋市）
ブラン：ベージュ（愛知県安城市）
マンダリンポルト（愛知県常滑市）
ヴェールノアール（岐阜県羽島市）
ルージュアルダン（愛知県豊橋市）
アージェントパルム（愛知県豊田市）
ミエルクローチェ（三重県鈴鹿市）
ヴェルミヨンバーグ（愛知県名古屋市）
マンダリンアリュール（静岡県浜松市）
ラピスアジュール（静岡県静岡市）
クルヴェット名古屋（愛知県名古屋市）
ミエルシトロン（三重県四日市市）
ミエルココン（三重県津市）

(7) 使用人の状況（平成28年７月31日現在）

従業員数	前期末比増減
２９９　名	５７　名（増）

（注）　1. 従業員数には、臨時雇用者は含まれておりません。
　　2. 従業員数の増加の理由は、主として業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年７月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	597,842千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	476,709千円
株式会社りそな銀行	385,572千円
株式会社三井住友銀行	379,522千円
株式会社名古屋銀行	200,012千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は平成28年３月９日をもちまして、株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場に上場いたしました。

２．株式の状況（平成28年７月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,600,000株

(2) 発行済株式の総数　1,397,600株

(3) 株主数　690名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
河合達明	880,000株	62.96%
河合智行	113,000	8.08
ブラス社員持株会	42,300	3.02
大脇久嗣	36,000	2.57
株式会社ＳＢＩ証券	23,000	1.64
日本証券金融株式会社	15,600	1.11
楽天証券株式会社	12,600	0.90
牧秀光	10,000	0.71
松本明男	10,000	0.71
松井証券株式会社	7,300	0.52

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年７月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河合達明	
取締役	河合智行	管理本部長
取締役	鷲野　真	ウエディング事業本部長
取締役	酒井康成	
取締役	山田元彦	(有)ウエディングマルシェ代表取締役
取締役	山田美典	公認会計士山田美典事務所所長 税理士山田美典事務所所長 (株)東海理化社外監査役 共和レザー(株)社外監査役 トリニティ工業(株)社外監査役
常勤監査役	能野基道	
監査役	岩村豊正	岩村公認会計士事務所代表 監査法人アンビシャス代表社員 ジャパンベストレスキューシステム(株)社外監査役 (株)ブロンコビリー社外監査役
監査役	大井直樹	若山・大井総合法律事務所　共同代表

（注）１．取締役鷲野真氏及び取締役山田美典氏は平成27年10月29日開催の第12回定時株主総会をもって就任しております。
２．取締役山田元彦氏及び山田美典氏は、社外取締役であります。
３．監査役能野基道氏、岩村豊正氏及び大井直樹氏は、社外監査役であります。
４．取締役河合智行氏は、当社代表取締役社長河合達明氏の弟であります。
５．当社は、社外取締役山田元彦氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役能野基道氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6名（ 2名）	137百万円（ 4百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（ 3名）	8百万円 （ 8百万円）
合計（うち社外役員）	9名（ 5名）	146百万円（ 13百万円）

（注）平成16年９月20日開催の第１回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役山田元彦氏、社外取締役山田美典氏、社外監査役能野基道氏、社外監査役岩村豊正氏及び社外監査役大井直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社は社外取締役２名及び社外監査役３名を選任しております。

社外取締役山田元彦氏は、(有)ウエディングマルシェの創業者であり、ブライダル業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役山田美典氏は、公認会計士としての専門的な知識と長年の企業監査において培われた幅広い見識を当社経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役能野基道氏は、平成25年６月までトピー工業(株)の監査役を務め、上場企業における豊富な業務経験と見識を有していることから、当社の経営に対する高い監査機能が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役岩村豊正氏は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役大井直樹氏は、弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

なお、社外取締役山田元彦氏は(有)ウエディングマルシェの創業者であり、代表取締役に就任しております。当社と同社は営業取引がありますが、同社は当社の主要取引先ではないこと、取引条件については一般取引条件と同様であることから、当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

社外取締役山田美典氏は、公認会計士山田美典事務所所長、税理士山田美典事務所所長、(株)東海理化社外監査役、共和レザー(株)社外監査役、トリニティ工業(株)社外監査役であります。なお、当社と各兼務先との間に特別の関係はありません。

社外監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所代表、監査法人アンビシャスの代表社員、ジャパンベストレスキューシステム(株)社外監査役、(株)ブロンコビリー社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役大井直樹氏は、若山・大井総合法律事務所の共同代表であります。なお、若山弁護士は当社の顧問弁護士であります。

また、社外取締役山田元彦氏が代表取締役を務める(有)ウエディングマルシェは当社の株式を4,000株、社外監査役能野基道氏は当社の株式を1,000株、社外監査役岩村豊正氏は当社の株式を1,000株、それぞれ保有しております。これらの関係以外に社外取締役及び社外監査役と当社の間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	山田元彦	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）に出席し、企業経営者としての専門的な見地から、的確な発言を行っております。
社外取締役	山田美典	就任後における当事業年度開催の取締役会14回のうち14回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、的確な発言を行っております。
社外監査役（常勤）	能野基道	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）、監査役会14回のうち14回（100%）に出席し、経験豊富な監査役経験に基づき、的確な発言を行っております。
社外監査役	岩村豊正	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）、監査役会14回のうち14回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、的確な発言を行っております。
社外監査役	大井直樹	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）、監査役会14回のうち14回（100%）に出席し、弁護士としての専門的な見地から、的確な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) **名称**　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13.5百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会での決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱規程」を明示し、周知徹底を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月１回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
・「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社の監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用または債務を適切に処理することを規程に明記しております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。

⑩ **反社会的勢力への対応**

・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。

・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

・取締役会規程をはじめとする社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度における取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

・株主総会や取締役会、経営会議等の議事録及び稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令及び社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されております。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

・「リスク管理規程」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

・取締役会の開催に際して、取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料を事前通知しております。また取締役会を毎月１回の定時開催に加えて、必要に応じて臨時に開催しており、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っております。

⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

・該当事項はありません。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくはＢＲＡＳＳＬＩＮＥを介して監査役に報告をしております。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ前号の報告があった場合は、報告をした者に対して不利益にならないよう守秘義務を遵守しながら、調査・是正等を行っております。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行っております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・使用人は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

⑩　反社会的勢力への対応

・契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

貸借対照表

（平成28年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,146,872	流動負債	2,022,166
現金及び預金	949,894	買掛金	272,531
売掛金	33,749	短期借入金	100,000
商品	29,390	1年内償還予定の社債	58,200
貯蔵品	33,467	1年内返済予定の長期借入金	838,603
前払費用	73,663	未払金	216,855
繰延税金資産	29,647	未払費用	75,958
その他	2,649	未払法人税等	205,457
貸倒引当金	△5,591	未払消費税等	15,038
固定資産	6,070,287	前受金	195,359
有形固定資産	5,352,741	その他	44,163
建物	4,738,850	固定負債	2,634,754
構築物	336,200	社債	36,700
機械及び装置	92	長期借入金	2,122,755
車両運搬具	911	退職給付引当金	42,300
工具、器具及び備品	172,727	資産除去債務	252,999
土地	51,842	その他	180,000
建設仮勘定	52,117	負債合計	4,656,921
無形固定資産	23,161	（純資産の部）	
ソフトウェア	13,683	株主資本	2,560,237
その他	9,477	資本金	471,740
投資その他の資産	694,384	資本剰余金	512,445
出資金	20	資本準備金	451,740
差入保証金	359,319	その他資本剰余金	60,705
長期前払費用	59,399	自己株式処分差益	60,705
繰延税金資産	273,907	利益剰余金	1,576,052
その他	1,738	その他利益剰余金	1,576,052
		繰越利益剰余金	1,576,052
		純資産合計	2,560,237
資産合計	7,217,159	負債純資産合計	7,217,159

損　益　計　算　書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,107,401
売上原価		2,680,400
売上総利益		4,427,000
販売費及び一般管理費		3,815,889
営業利益		611,111
営業外収益		32,873
受取利息	190	
受取賃貸料	21,279	
その他	11,403	
営業外費用		69,571
支払利息	41,807	
株式交付費	8,608	
株式公開費用	11,760	
その他	7,395	
経常利益		574,413
特別利益		84
固定資産売却益	84	
特別損失		9,007
固定資産除却損	9,007	
税引前当期純利益		565,491
法人税、住民税及び事業税	251,352	
法人税等調整額	△3,761	247,590
当期純利益		317,900

株主資本等変動計算書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			自己株式処分差益		繰越利益剰余金			
当期首残高	69,700	49,700	60,705	110,405	1,258,152	1,258,152	1,438,257	1,438,257
当期変動額								
新株の発行	402,040	402,040		402,040			804,080	804,080
当期純利益					317,900	317,900	317,900	317,900
当期変動額合計	402,040	402,040	－	402,040	317,900	317,900	1,121,980	1,121,980
当期末残高	471,740	451,740	60,705	512,445	1,576,052	1,576,052	2,560,237	2,560,237

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

④　ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

店舗用地の一部について、賃貸借契約の更新を行ったため、当事業年度において、使用している建物の耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が5,603千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,603千円増加しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,752,074千円

(2) 担保資産及び担保付債務

①　担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10,104千円
建物	910,487
計	920,591

②　担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	100,000千円
1年内償還予定の社債	15,000
1年内返済予定の長期借入金	305,421
社債	17,500
長期借入金	693,799
計	1,131,720

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	5,988	1,391,612	－	1,397,600

（注）１．平成27年12月16日開催の取締役会決議により、平成28年１月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,191,612株増加しております。

２．平成28年３月８日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数が200,000株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年10月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
27,952	20	平成28年７月31日	平成28年10月27日

（注）１株当たり配当額は記念配当であります。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

主に店舗事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店や社宅に関わる賃貸借契約等に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日等は決算日後、最長で６年８ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「１.重要な会計方針に係る事項に関する注記」「（４）ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、管理部が顧客ごとに期日及び残高を管理することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。月次の取引については、取締役会で報告しております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因

を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	949,894	949,894	－
② 売掛金	33,749	33,749	－
③ 差入保証金	230,360	228,264	△2,095
資産計	1,214,004	1,211,908	△2,095
① 買掛金	272,531	272,531	－
② 短期借入金	100,000	100,000	－
③ 1年内償還予定の社債	58,200	58,200	－
④ 1年内返済予定の長期借入金	838,603	838,603	－
⑤ 社債	36,700	37,407	707
⑥ 長期借入金	2,122,755	2,142,726	19,971
負債計	3,428,789	3,449,467	20,678

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

①買掛金、②短期借入金、③１年内償還予定の社債、④１年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤社債、⑥長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 （平成28年７月31日）
出資金	20
差入保証金	128,959

出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

差入保証金の一部については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「③差入保証金」には含めておりません。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,548千円
未払賞与	7,031
減価償却超過額	187,955
減損損失	48,877
退職給付引当金	12,901
資産除去債務	77,164
その他	10,003
繰延税金資産合計	357,483
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	53,928
繰延税金負債合計	53,928
繰延税金資産の純額	303,554

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,831円88銭

(2) １株当たり当期純利益　　249円43銭

（注）１．当社は、平成28年１月５日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成28年９月14日開催の取締役会において、株式の分割について下記のとおり決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成28年10月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,397,600株
今回の分割により増加する株式数	1,397,600株
株式分割後の発行済株式総数	2,795,200株
株式分割後の発行可能株式総数	9,200,000株

③ 日程

基準日公告日（予定）	平成28年10月14日
基準日	平成28年10月31日
効力発生日	平成28年11月１日

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年９月14日

株式会社ブラス
　取締役会　御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブラスの平成27年８月１日から平成28年７月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの第１３期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及びあずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成２８年９月１４日

株式会社ブラス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）能野　基道　㊞
社外監査役　岩村　豊正　㊞
社外監査役　大井　直樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議　案　　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、第13期期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

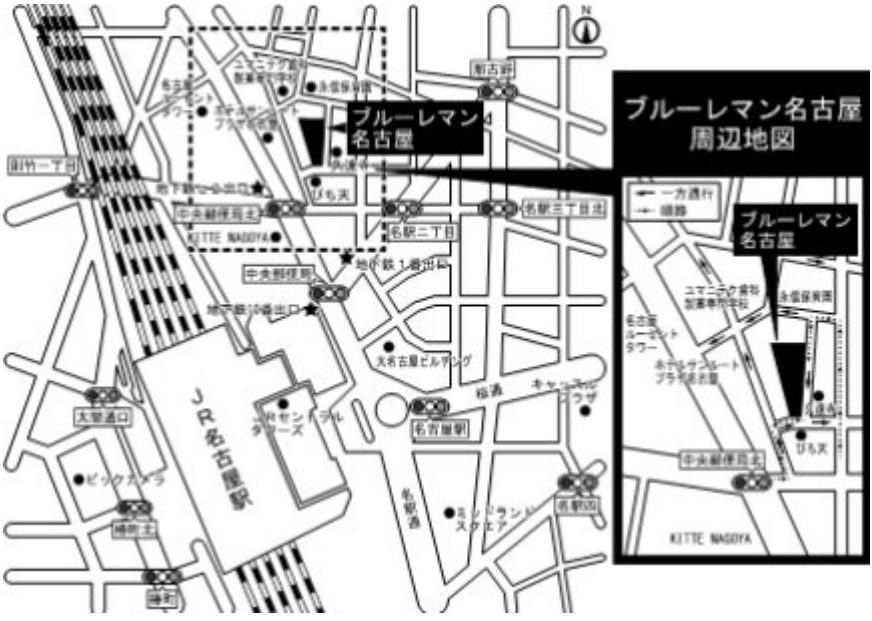
なお、この場合の配当総額は27,952,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年10月27日といたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図



BRASS | SMILE AND TEARS

ブルーレマン名古屋
〒450-0002　名古屋市中村区名駅２-37-７